

答 申 書

第 1 審査会の結論

福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る平成 29 年 5 月 18 日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

本件の生命保険の解約返戻金は少額で、保護開始時の保護費の半額の手持金は保有が認められているので法第 63 条の返還の理由にはならない。また、本件の解約返戻金は臨時的収入であり、収入認定の際に控除が認められる 8,000 円を下回るため、返還の必要はない。さらに、本件処分に係る審査請求人の債務は、地方自治法第 236 条に基づき 5 年の経過により時効消滅している。

したがって、本件処分には理由がないので取り消されるべきである。

2 審査庁

（1）結論

審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却されるべきである。

（2）理由

本件の解約返戻金は、日々の消費に対応するためいつでも使用可能な状態にはなかったといえるため、保護開始時の程度の決定に際し配慮する「家計上の繰越金」に当たらない。

法第 63 条を適用する場合で、保護開始時から資力を有していた場合は、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されない。

法第 63 条による返還決定日の前 5 年間を超える保護費については消滅時効

が成立するが、本件処分日は平成29年3月3日であるから、平成24年3月3日以降、審査請求人に支給した保護費について返還を求めることは可能である。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件処分に係る生活保護の事務については、生活保護法、地方自治法(昭和22年法律第67号)「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)、生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)に基づいて行われている。

(2) 課長通知(第10の10-2)によれば、保護開始時に保有する金銭のうち保護の程度の決定に際し配慮する手持金とは、日々の消費に対応するためにいつでも使用可能な現金又は預貯金を指すものと考えられる。

本件においては、生命保険の解約手続を行い、審査請求人の口座に現金が振り込まれなければ日常生活において自由に使用できる手持金とはいえ、処分庁が生命保険解約返戻金を保護開始時に保有する資産として取り扱ったことは適切であるといえる。

(3) 問答集問13-23によれば、法第63条を適用する場合で、保護開始時から資力を有していた場合は、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、次官通知により収入認定の際に認められる控除等は適用されない。

審査請求人は処分庁から自立更生費についての説明はなかったと主張しているが、自立更生費の控除は認められず、説明の有無は問題とはならない。

(4) 問答集問13-18によれば、法第63条に基づき返還額の決定をする日が当該請求権を行使する日となり、その日の前5年間を超える保護費につい

ては消滅時効が完成する。

本件においては、処分日は平成29年3月3日であるから平成24年3月2日以前の保護費について消滅時効が完成するが、平成24年3月3日を始期としてその日以降支給した保護費について返還を求めることとなる。

- (5) 処分庁は、審査請求人に対し本件処分の通知書及び納入通知書を送付し、法第63条を適用した根拠を説明し、審査請求人は了承しているため、手続においても適切に本件処分を行ったものである。

第4 調査審議の経過

平成29年12月11日 審査庁から諮問
平成30年 1月11日 第1回審議
同年 1月25日 第2回審議
同年 2月15日 第3回審議

第5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 審査会の判断について

(1) 本件処分について

法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」(保護の補足性)と定めている。

これを受けて、法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と定めている。

このうち、保護開始時に資力を有する場合について、問答集問13-23は、もし保護の開始時点で資力が活用可能な状態にあれば、それは現金化することにより最低生活の維持のために当てられていたものであるから、「必要

経費等を除き実際の受給額全額」を法第63条の返還の対象とすべきとしている。

そこで、本件についてみると、審査請求人は急迫状態にあり、直ちに保護する必要があるとして、平成22年7月9日の申請時点から保護が開始され、その後の調査によって、失効した生命保険解約返戻金の請求権を有していることが同年8月25日に判明している。

この請求権は、保護開始時点で解約手続をとっていれば現金化することにより最低生活の維持のために当てられていたものであるから、保護開始時の資力に当たると認められる。

そうすると、処分庁が、解約返戻金の額に相当する受給額全額の返還を求めた本件処分は、法令、通知に示された解釈に基づくものであり、違法又は不当な点はない。

(2) 審査請求人の主張について

ア 手持金の該当性について

審査請求人は、本件の生命保険は保護の開始時点で既に失効して保険としての機能を失っており、その解約返戻金は現金としての意味しかないものであるから、保有を認められる手持金に当たると主張している。

この点、課長通知(第10の10-2)は、「保護開始時に保有する金銭のうちいわゆる家計上の繰越金程度のものについては、程度の決定に当たり配慮する」こととして、手持金の保有を一定の範囲で容認している。

しかし、一般に生命保険の解約返戻金を請求するには一定の手続が必要であるから、本件の解約返戻金は、保護開始時において保有が認められる「家計上の繰越金程度のもの」とは性質が異なる。

よって、手持金に当たるという審査請求人の主張は採用できない。

イ 収入認定の際の控除の適用について

審査請求人は、解約返戻金が預金口座に振り込まれ、現金化された時点をもって収入とみることができ、収入認定の際の控除が適用されるべきと主張する。

しかし、問答集問13-23は、資力の発生時点に着目して、保護開始時に資力を有している場合は、収入認定の際に認められる控除は適用しな

いとしている。

これによると、本件の解約返戻金は、前述のとおり保護開始時の資力と認められるから、収入認定の際の控除は適用されない。したがってこの点の審査請求人の主張は採用できない。

ウ 時効について

審査請求人は、本件処分に係る審査請求人の債務は時効消滅していると主張する。

問答集問13-18は、法第63条の返還請求権の消滅時効について、「資力の発生の事実があったとき以降いつでも、保護の実施機関が決定した額について法律上の返還請求権を行使することができる」ので、その消滅時効の起算点を「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」と解し、「実際に当該請求権を行使する日（法第63条に基づき返還額の決定をする日）前5年間を超える保護費については、消滅時効が完成したものととして」取り扱うとしている。

本件においては、平成22年7月9日の保護開始以降、保護費の支給が継続していたため、本件処分が行われた平成29年3月3日の前5年間に支給された保護費に対する法63条返還請求権については、消滅時効が完成していないとする審査庁の判断は相当である。

したがって、審査請求人の時効消滅の主張も採用できない。

3 結論

以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第6 付言

本件処分に当たっては、処分庁が平成23年12月に審査請求人に対し失効した生命保険の解約を促してから、平成29年2月に改めて解約を促すまで5年以上の間の経過が記録上確認できない。仮に、長期間放置した上で返還を求めているのであれば、被保護者に不公正感を与えかねず、事務処理のあり方として妥当とはいえない。

地方自治法における地方公共団体の有する金銭債権の消滅時効などを踏まえ

ると、適切な事務手続が求められる。

熊本県行政不服審査会 第1部会

委員 出田 孝一

委員 倉田 賀世

委員 谷山 則男